

きたきゅう事業者カードローン「社長の右腕」取引規定

第1条（カードの発行）

きたきゅう事業者カードローン「社長の右腕」にかかるカード（以下「カード」といいます。）は、「当座勘定貸越約定書」（以下「本契約」といいます。）に基づき当行が発行するものとします。

第2条（カードの利用）

カードは、次の場合に利用することができます。

- (1) 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機（以下「預金機」といいます。）を含む、以下「支払機」といいます。）を使用して、当座貸越借入金を払出す場合。
- (2) 当行および当行が預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入提携先」といいます。）の預金機を使用して当座貸越借入金の任意弁済を行う場合。
- (3) 当行および支払提携先のうち当行が支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「カード振込提携先」といいます。）の自動振込機（振込を行うことができる支払機を含みます、以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を当座貸越専用口座からの振替えにより借入れ、振込を依頼する場合。
- (4) その他当行所定の取引をする場合。

第3条（支払機による当座貸越借入金の払出し）

- (1) 支払機を使用して当座貸越借入金の払出しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、当座貸越借入請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による当座貸越借入金の払出しは、支払機の機種により当行または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払出しは、当行または支払提携先所定の金額の範囲内とします。
なお、1日あたりの払出しは、当行所定の金額の範囲内とします。
- (3) 支払機を使用して当座貸越借入金の払出しをする場合に、払出請求金額と第6条に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払出すことのできる金額をこえるときは、その払出しはできません。

第4条（預金機による当座貸越借入金の任意弁済）

- (1) 預金機を使用して当座貸越借入金の任意弁済を行う場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による当座貸越借入金の任意弁済は、預金機の機種により当行または預入提携先所定の種類の紙幣に限ります。また、1回あたりの任意弁済は、当行または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

第5条（振込機による当座貸越借入金の払出し・振込）

振込機を使用して振込資金を当座貸越専用口座からの振替えにより借入れ、振込を依頼する場合には、振込機の画面表示等の操作手順等に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における借入については、払戻請求書の提出は必要ありません。なお、1口あたりの振込は、当行所定の金額の範囲内とします。

第6条（自動機利用手数料）

- (1) 支払機を使用して当座貸越借入金の払出しもしくは任意弁済を、または振込機を使用して振込をする場合には、当行、支払提携先、預入提携先およびカード振込提携先所定の支払機または振込機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (2) 自動機利用手数料は、当座貸越借入金の払出しまたは任意弁済時に、当座貸越借入請求書なしで、その払出しまたは任意弁済をした当座貸越専用口座から自動的に引落します。なお、支払提携先、預入提携先およびカード振込提携先の自動機利用手数料は、当行から支払提携先、預入提携先またはカード振込提携先へ支払います。
- (3) 当行の振込機を使用して振込を依頼する場合には、当行所定の振込手数料を、またカード振込提携先の振込機を使用して振込をする場合には、カード振込提携先所定の振込手数料をいただきます。
- (4) 振込手数料は、振込資金の当座貸越専用口座からの払出し時に、当座貸越借入請求書なしに、その払出しをした当座貸越専用口座から自動的に引落します。なお、カード振込提携先の振込手数料は当行からカード振込提携先に支払います。

第7条（支払機故障時等の取扱い）

- (1) 停電、故障等により当行の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより当座貸越借入金の払出し、任意弁済をすることができます。
- (2) 前項による払出しをする場合には、当行所定の払戻請求書に氏名または法人名、代表者資格および代表者氏名、ならびに金額を記入のうえ、カードおよび当行所定の本人確認書類とともに提出してください。
- (3) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前1項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。なお、支払提携先、預入提携先およびカード振込提携先の窓口ではこの取扱いはできません。

第8条（カードの保管・暗証番号の管理）

カードは他人に使用されないように保管してください。また、暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないようにしてください。

第9条（カードの紛失・届出事項の変更等）

- (1) カードを失った場合には、直ちに本人（法人の場合は代表者）から書面によって当行に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによる当座貸越借入金の払出し停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 前項の届出の前に、カードを失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によって当行に届出てください。
- (3) 氏名、法人名、代表者名、その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人（法人の場合は代表者）から書面によって当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (4) カードを失った場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (5) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

第10条（暗証番号等）

- (1) 当行が、カードの電磁的記録によって、支払機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したのものとして処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して当座貸越借入金の払出しをしたうへは、カードの使用・暗証番号の管理上の過失による事故またはカード・暗証につき偽造・変造・盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。ただし、カードおよび暗証の管理について当座貸越契約者の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、このかぎりではありません。
- (2) 当行の窓口においてカードおよび当行所定の本人確認書類を確認のうえ取扱いした場合にも前項と同様とします。

きたきゅう事業者カードローン「社長の右腕」取引規定

第11条（支払機への誤入力等）

支払機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。

第12条（カードの有効期限）

本契約の規定により当座貸越取引が終了した場合には、使用中のカードは無効とします。

第13条（解約、カードの利用停止等）

- (1) 本契約の解約、または本契約の規定による当座貸越取引の終了に際しては、カードを当店または当行国内本支店に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ① 第14条に定める規定に違反した場合
 - ② 当座貸越専用口座に関し、最終の払出しまたは任意弁済から当行が別途表示する一定の期間が経過した場合

第14条（譲渡・質入れの禁止）

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

第15条（本契約の適用）

この規定に定めのない事項については、本契約により取扱います。

第16条（規定の変更）

- (1) 本規定の各条項は、金融情勢その他状況の変化等相応の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき、変更するものとします。
- (2) 前項による規定の変更は、変更を行う旨、変更後の規定の内容、その効力発生時期を、店頭表示、インターネット、またはその他相当の方法で公表することにより周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日までは変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。

以上
(2020年4月1日現在)